

権利条約批准 37 か国へ

障害者権利条約を批准した国は、トルクメニスタン（2008年9月4日現在）を加え、37か国となりました。

国連のウェブサイトで、批准した国の名前を紹介しており、中国もオリンピック開催直前の8月1日に批准しています。

批准国の拡大は障害者の権利保障を国家として推進する決意の広がりとして注目されます。

我が日本の国会も権能を発揮し一日も早く批准すべきです。政府は、外務省（総合外交政策局人権人道課長）を主任とし、内閣府（政策統括官付参事官）を副主任として、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省で構成する「障害者権利条約にかかわる対応推進チーム」がすでに活動を開始しています。

今後、同チームを中心に、関連する法律の改正などを論議し、早期の批准をめざす考えのようです。

また、立法府としては、超党派的な協力体系として「国連障害者の権利条約推進議員連盟」が活動を開始しています。さらに、厚生労働省（職業安定局高齢・障害者雇用対策部）において「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」が公開で開催されており、条約批准に向けた取り組みが進んでいるなか、課題が山積しています（以下、条約と表記する）。

具体例で考えてみよう

まず、条約の批准は当然ですが、政府にいま求められているのは、ただ単に批准さえすれば良いとする態度ではなく、障害者の権利保障をうたった条約に違反するような法律や政令、条例などを早急に分析、点検、整備を誠実に行なうことです。

それを監視することが障害当事者及び当事者団体の重要な課題であり責務です。

次に、障害のある私たちが障害の種別・団体をこえ連帯した条約実施過程に参加する運動を進めて行くことが必要です。

条約第4条3項によれば、「締約国は、この条約を実施するための法令及び政策を策定し及び実施するに当たり、並びに障害のある人と関連する問題についての他の意思決定過程において、障害のある人（障害のある子どもを含む。）を代表する団体を通じて、障害のある人と緊密に協議し、かつ、障害のある人を積極的に関与させる。」（川島聡＝長瀬修仮訳2008年5月30日付より引用）、とあり、締約（批准）国への「一般的義務」が規定されています。

さらに、条約作成段階に障害のある世界の仲間たちが、「私たち抜きに、私たちのこ

とを決めないで！」(Nothing about us, without us!)を、合言葉に働きかけを続けて障害当事者の視点で条約を創り上げてきたことを思い起こし、この根拠条文を「てこ」として積極的に条約実施過程に関わることが肝要だと考えます。

インクルージョンとは何か

ここで、本条約の大切な原則の一つであるインクルージョン (inclusion)「包含」を第3条「一般原則条項」から見てみます。「社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン」が規定されていますが定義そのものは示されていません。しかし、反対語のエクスクルージョン (exclusion)「排除」と対比させてみると良く分かります。つまり、障害のある人を排除してきた社会が障害のある人を排除せずにそのまま受け入れ、包み込むという意味です。

障害のある私たちからすれば、私たちが変わるのではなく、社会の側が変わることを求めていることが分かります。「排除 (エクスクルージョン) から包含 (インクルージョン) へ」また「保護の客体から権利の主体へ」の変換。

そういった意味でもこの条約の大切な原則だといえるのです。「教育条項」第24条のキーワードである、「インクルージョン」と「インクルーシブ」も同じ原則であると思います。

インクルーシブ教育については次回に触れます。(つづく)

参考文献「東俊裕・監、D P I 日本会議・編『障害者の権利条約でこう変わる Q&A』解放出版社、長瀬修・東俊裕・川島聡・編『障害者の権利条約と日本—概要と展望』生活書院、『NHK社会福祉セミナー (2008年7月～9月号)』日本放送出版協会」。